

～ 新見市へ移住・定住を希望するみなさんへ ～

令和7年度 空き家活用推進事業補助金

市内に定住するために空き家を購入・改修・家財整理する場合、経費の一部を助成します。

対象者 市内の空き家に5年以上定住する意思を持ち、次のいずれかに該当する人
※詳しい内容は、裏面に記載

○移住者

転入日から起算して前2年以上の間、市外に住所を有していた人のうち、本市に定住する意思を持って転入しようとする人、または転入日から3年を経過しない人

○市内在住者

市内に住所を有する人のうち、申請日に40歳以下の人、または中学校を卒業するまでの子を養育している人

(ただし、補助の対象となる空き家の売買契約日 または 最初の賃貸借契約日から1年を経過しないもの)

※改修・家財整理は、入居者が決定している場合、空き家所有者も交付の対象となります。

※いずれも申請した年度内に事業を完了し、実績報告書の提出が必要です。

補助率 (各補助金は、『同一物件』につきそれぞれ1回限り利用可能です。)

種 類	補助対象事業等	補助率	補助上限額
購入	生活の拠点として使用する空き家の購入費および空き家と同時に購入する土地(宅地)の購入費 (購入した不動産の 所有権移転登記 を補助金の交付決定後に実施するもの)	3/10	100万円
改修	空き家の居住部分に係る改修工事のうち、市内の建築業者(個人を含む)が実施するもの (補助対象事業費が30万円以上で、補助金の交付決定後に工事に着手するもの)	1/2	150万円
(子育て加算)	※申請日において、同一世帯に中学校卒業までの子がいる場合、子1人につき50万円を補助上限額に加算します。 (改修した空き家に10年以上居住する意思を示すことを条件とします。)		
家財整理	入居が決定した空き家の家屋内にある家財道具の搬出処分を市内専門業者に委託するもの (補助対象事業費が10万円以上で、補助金の交付決定後に実施するもの)	1/2	20万円

【注意!】

※申請書は、いずれも事業の着手前に提出が必要になりますので、必ず事前にご相談ください。

補助対象者

次の各要件を満たす人が対象となります。

【共通要件】

- ☐世帯全員が市税等を滞納していない人
- ☐暴力団員等でない人
- ☐空き家の売買・賃貸借等の取引を3親等内の親族間で行っていない人

【個別要件】

◆空き家使用者（移住・定住のために空き家の『購入』『賃借』『家財整理』を行う人）

- いずれか
- ☐移住者
転入日（住民票を市内に移した日。申請日において転入が未完了の場合は申請日）より前2年以上の間、市外に住民票を有していた人のうち、新見市に定住する意思をもって転入しようとする人、または転入から3年を経過しない人
 - ☐市内在住者
市内に住所を有する者のうち、申請日において次の①又は②の条件を満たす者
 - ①中学校を卒業するまでの子を養育している者
 - ②申請者又はその配偶者が満40歳以下の者※ただし、空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者
 - ☐『購入』『賃借』を行う空き家が決定している人
 - ☐補助金の交付を受けた日から5年以上、補助対象物件に居住する人
（※改修補助金において子育て加算を受ける場合は、10年以上対象物件に居住する人）

◆空き家所有者（上記の要件を満たす空き家使用者へ 空き家の『賃貸』『家財整理』を行う人）

- ☐個人が所有する戸建ての空き家を賃貸等により、空き家使用者へ提供する人
- ☐補助金の交付を受けた日から5年以上、補助対象物件に空き家使用者が居住する意思を確認した人
（※改修補助金において空き家使用者が子育て加算を受ける場合は、10年以上対象物件に居住）

【参考】補助対象となる改修等の例

対 象	対 象 外
○ 住宅の主要構造部材の改修工事 ○ 屋根のふき替え、塗装、防水工事 ○ 外壁の改修工事 ○ 間仕切りの変更、新設工事 ○ 床、内壁、天井の張り替え工事 ○ ふすま、障子の張り替え工事 ○ 畳の取り換え ○ 浴室、台所、洗面所、トイレの改修工事（下水道接続については、新見市内の指定工事店が施工するものに限る） ○ 給水・排水設備工事（新見市内の指定工事店が施工するものに限る） ○ ガス・給湯設備工事 ○ 電気設備工事 ※詳しくはご相談ください	× 車庫、物置、倉庫など居住部分以外の工事 × 門扉、塀などの外構工事 × 植樹、剪定などの植栽工事 × 太陽光発電設備、薪ストーブの設置工事 × 店舗併用住宅の店舗で使用する部分の改修工事 × 電話、インターネット、テレビアンテナの設置工事 × エアコン、照明器具、テレビなどの電化製品の購入および設置工事 × 家具、カーテン、ブラインドなどの購入および設置工事 × ガスコンロ、食洗機、オーブンレンジなどの購入および設置工事（システムキッチンの設置は対象） × 解体工事

申請に必要な書類	購入	改修	家財整理
☐ 補助金交付申請書	○	○	○
☐ 収支計画書	○	○	○
☐ 誓約書	○	○	○
☐ 申請者の世帯全員の住民票の写し、戸籍の附票の写し（移住者のみ）	○	△	△
☐ 空き家の売買・賃貸借契約書等の写し	○	○	○
☐ 補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し（見積書、設計書等）	○	○	○
☐ 補助対象住宅の全景写真・位置図	○	○	○
☐ 補助対象事業を実施する箇所の現況写真		○	○
☐ 補助対象事業の内容がわかる書類の写し（平面図等）		○	
☐ その他申請に必要と認める書類	△	△	△

※表内の記号のうち、○は提出が必須のもの、△は必要に応じて提出が必要なものを表します。

補助金の返還

この補助金の交付を受けた申請者が、次のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還することとなる場合がありますので、ご注意ください。

- ◆ 補助金の交付を受けた日から5年(※10年)以内に、特段の理由なく市外へ転居した（させた）とき
- ◆ 補助金の交付を受けた日から5年(※10年)以内に、購入した空き家を売却・譲渡したとき
- ◆ 不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したとき

※改修補助金において、子育て加算を受けた方の定住条件は10年となります。

【問い合わせ・提出先】

〒718-8501

岡山県新見市新見310番地3

新見市役所 移住・定住推進課

TEL：0867-72-6114

FAX：0867-72-6181

Mail：iju213@city.niimi.lg.jp

